

口吉川地区
市政懇談会資料
(書面回答)

地区からの意見・提言(書面回答)

口吉川地区

	意見・提言の内容	担当課
1	生活道路の舗装修繕について	農地整備課 道路河川課
2	口吉川テレビ共同受信施設の存続等について	企画政策課
3	道路区画線の再舗装について	道路河川課

市政懇談会 書面回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言等	1	生活道路の舗装修繕について（保木）
（内容） ・老朽化した生活道路の舗装修繕はできないか。 ・農道も生活道路も市所有であることから、行政が行うことができないのか。		
回 答	（担当課） 産業振興部 農地整備課 都市整備部 道路河川課	
ほ場整備により造成された農道は営農を効率的に行うことを目的に農地所有者からの用地提供により生み出された道路で、基本的に土地改良区名義で登記される施設となります。 ほ場整備を目的とした土地改良区の多くは換地処分及び清算金業務を完遂した時点で解散することが多く、その資産（土地改良施設）は地元に引き渡しを行うことが本来の姿となりますが、各地域で施設管理組織（地域での土地改良区）を維持することが資金的、人材的に難しいことから、施設の維持管理を地元で行うことを条件に施設の用地を市に移管されていることが現状です。 本来、農道については砂利舗装により築造されていましたが、利用によるわだち補修などを頻繁に行う必要が生じることから、土地改良事業を利用したアスファルト舗装となっている路線が増えていますが、農道の目的は農機具等が通行可能であれば問題ないという程度であるため、わだちやひび割れ程度の損傷に関しては簡易な補修を行いながら使用することとなります。 また、補修費用については多面的機能支払交付金事業等により対応可能となっていますので地元において計画的に修繕を進めて頂きますようお願いします。 農道の利用は原則として農作業に利用するものであることから、ほ場整備以降に造成、建設される事業所等が農道を利用する場合には、農道の目的外使用許可を取ることであり、農業以外の車両の通行により道路等を破損した場合には地元と協議を行い原因者の負担で補修することとなっています。 しかしながら、家屋が隣接している場合や緊急性などを考慮して生活道路として道路河川課が対応するケースもありますので、		

まずは農道の窓口であります農地整備課に相談いただけましたら
内容を整理して道路河川課と調整いたしますのでよろしくお願い
します。

市政懇談会 書面回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言等	2	口吉川テレビ共同受信施設の存続等について (区長協議会)
(内容)		
口吉川テレビ共同受信施設組合は口吉川地域のテレビ弱電波対策として平成6年に設立し、約30年を迎える。特に電波増幅器やケーブル等の経年劣化は著しく、トラブルも多発しています。この問題については、ここ数年来、当市政懇談会を通じて要望しており、市においてもテレビ組合施設撤去への補助制度の創設に向けて国、県等への要望活動もしていただき、一定の動きがあると聞いています。 昨年度は、ケーブル等の劣化に伴う大規模な受信不良改修が数か所あり、年間の工事予算額を大きく上回る300万円を超える修繕費が発生し、積立金の取り崩しで対応しました。光回線への切り替えや住民不在に伴う脱退者も増加しており、ひとたび大きな災害が発生すれば、改修すらできない状況になる恐れがあります。 細川町においても一旦決められた方針が停滞していると聞きます。 1、2年で交代する区長が理事を務める任意団体であり、なかなかリーダーシップをとることは難しい状況にあります。しかしながら、難視聴地域で大多数の住民が加入するテレビ組合は、任意団体と言えども十分に公共的な施設であります。市の強力な支援とリーダーシップを要望します。		
回 答	(担当課) 総合政策部 企画政策課	
山間部など、電波が届きにくい地域においてテレビ放送を受信する目的で設置された共同の受信施設である辺地共聴施設は、昭和30年から全国的に設置されはじめ、現在においても、辺地共聴施設の多くが住民による自主共聴組合により運営されていますが、設備の老朽化や人口減少に伴う組合員数の減少等により、維持管理や更新が困難となってきました。 また、ブロードバンドインフラやスマートフォン等の普及に伴い、各個人の情報収集のスタイルが多様化していることも、辺地共聴施設を取り巻く状況をより一層複雑にしています。 放送受信環境の整備は個々の受信者が個別に負担することが原則となっているものの、放送波を直接受信することができる地域と比べ、		

難視聴地域においては施設更新に伴う費用負担が重く、施設の自主的な更新が困難となってきたことは、本市のみならず、全国的な課題であり、現に、令和7年度の近畿市長会においても、テレビ共同受信組合に関するケーブルテレビ等への移行に係る費用や施設撤去費用に係る補助制度の拡充等を国に要望するなど、国に対して支援を求める声が強まっています。

こうした辺地共聴施設の維持管理・更新等に係る課題は、今後の年数の経過とともに、より一層深刻化することが想定されるため、課題に対処し、継続的に放送の受信環境を確保していくことが求められています。

一方、本市においては、これまでの市政懇談会においてもご説明してきたとおり、市内の各自主共聴組合自らの運営により施設の改修等が行われ、施設が維持されてきた経緯があり、既に自主的に解散された組合、自主的に施設等を改修済みの組合、改修や解散に向けて計画的に積立てを行っている組合等がある中で、他の組合との整合性や公平性を踏まえると、新たな補助制度等を創設することは困難と考えています。

こうした経緯を踏まえ、市としてはこれまで、辺地共聴施設の更新等に係る支援の拡充を国に対して積極的に求めてまいりました。

本年1月30日には、国の「辺地共聴施設の高度化支援事業」（補助制度）について、本市のように既に民間事業者が光ファイバーを整備済みの地域であっても、各世帯への光ファイバーの引込工事や不要となる既存施設及び設備等の撤去が補助対象となるよう、総務省に要望を行ったところです。

国の補助制度については、電気通信事業者等が補助対象事業者とされる一方、自主共聴組合は補助対象事業者に含まれていないなど、制度の実際の活用には一定の課題があるとみられることから、今後も、補助制度の活用状況や他市町の事例等の情報収集を行いながら、必要に応じて実情を踏まえた要望活動を行うなど、地域の課題解決に向けた取組を継続してまいります。

なお、細川テレビ共同受信施設組合に状況をお伺いしたところ、施設の撤去及び組合の解散に向け、取組を進めていると聞いていますので、申し添えます。

市政懇談会 書面回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言等	3	道路区画線の再舗装について (笹原)
(内容)		
口吉川町内の県道及び市道の道路中央線及び端線のうすい所を再塗装してください。		
回 答	(担当課) 都市整備部 道路河川課	
近年、道路区画線については、薄くなっているところが多くなっていることを県・市においても認識しているところで、現在、塗り直し等の修繕については、実効性・即効性が高いところを優先的に計画的に実施しているところです。		
ご提言の内容について、加東土木事務所に情報共有したところ、「現在、塗り直し等の修繕については（パトロールを実施しながら対策しておりますが、）広範囲にわたるため塗り直しが追い付いていない場所等もあるかと思いますので、お気づきの箇所等についてご連絡いただけましたら現地確認をおこない調整していきますのでよろしくをお願いします。」		
との回答を受けており、市も同様に考えております。		
なお、市におきましては、今年度から3年間にわたり、交通安全対策3か年重点プロジェクトとして、交通安全の対策を強化・実施しているところです。		